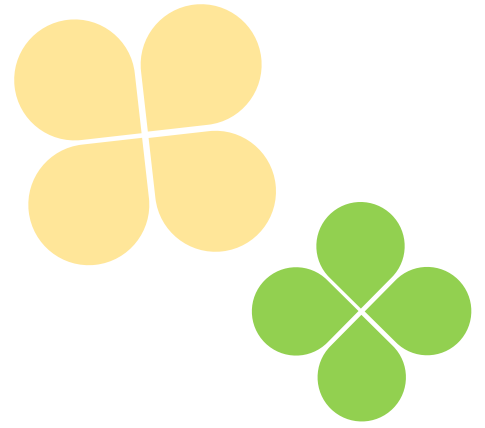
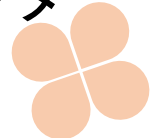
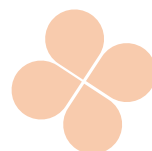




令和 7 年度

井原市市民後見人養成事業説明資料

井原市介護保険課 地域包括支援センター



令和7年度 井原市市民後見人養成事業説明資料



1. 事業実施の背景および目的

- (1) 認知症高齢者および成年後見制度利用件数の増加
- (2) 専門職後見人の不足と市民後見人の必要性

2. 市民後見人とは

- (1) 市民後見人とは
- (2) 市民後見人に期待される活動・役割
- (3) 市民後見人に期待される業務類型（例）

3. 井原市市民後見人養成事業の概要

- (1) 井原市市民後見人（候補者）の新規養成
- (2) 井原市市民後見人バンクへの登録
- (3) NPO法人への加入
- (4) 井原市市民後見人の受任が適当である事案の選考
- (5) 後見活動等の継続的支援体制
- (6) 井原市市民後見人の後見活動に対する報酬について

4. 令和7年度 井原市市民後見人の養成について

- (1) 井原市市民後見人（候補者）の募集・選考
- (2) 養成研修の実施
- (3) 養成研修修了者の認定（修了証書の交付）



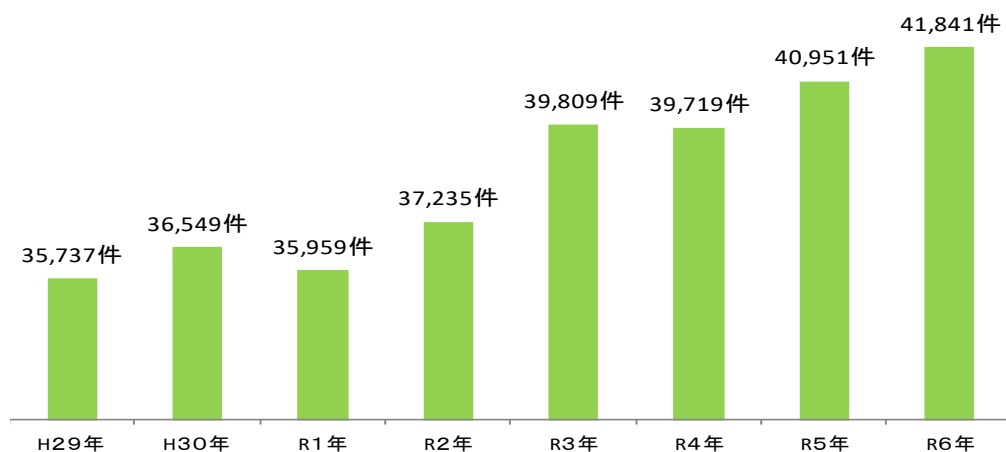
1. 事業実施の背景および目的

(1) 認知症高齢者および成年後見制度利用件数の増加

近年、高齢化の進展により、必要な介護サービスの選択や利用契約、財産管理などに支援が必要な高齢者が増加しています。また、こうした高齢者への消費者被害や高齢者虐待といった権利の侵害が社会問題となっています。

このような問題に伴い、判断能力が低下した人を支えるための制度である「成年後見制度」の利用件数は増加しており、全国で約41,800件以上の申立てが行われています。

【全国の成年後見制度利用件数の推移】



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況」

(2) 専門職後見人の不足と市民後見人の必要性

親族が後見人に選任される割合は低下しており、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人が増加しています。しかし、制度利用の拡大により、専門職のみでは対応が難しく、専門知識を要しない案件も多いことから、市民後見人の拡充が求められています。

【全国の成年後見制度利用における後見人等と本人の続柄の割合の推移】



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況」

市では、認知症の高齢者など判断能力が不十分な状態にある人でも、自分らしく安心して暮らせる地域の実現を目的として、市民を後見業務の新たな担い手として養成し、適切な活動ができるよう支援する市民後見人養成事業を推進しています。

2. 市民後見人とは

(1) 市民後見人とは

市民後見人とは、専門的な研修を受講し、必要な知識・技術を身につけた後に、後見活動を行う、専門職や親族以外の市民による成年後見人等のことを指します。

単に専門職の不足を補うだけではなく、市民という立場の持ち味を活かした、専門職が持ちあわせていない強みを備えている存在といえます。

(2) 市民後見人に期待される活動・役割

①市民ならではの後見活動

地域福祉の観点から、住民の支え合い活動を基盤とし、市民感覚に基づくきめ細やかな支援や日常的な見守りが求められます。

②関係機関・団体等との連携

民生委員、ボランティア団体、社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター等と連携し、本人が地域で安心して暮らせる支援体制を構築します。

③地域社会における権利擁護の推進役として

地域に根差した活動を通じて、認知症高齢者や障害者等への理解や、成年後見制度の周知・利用を促進し、また必要な支援対象者の発見にもつながります。

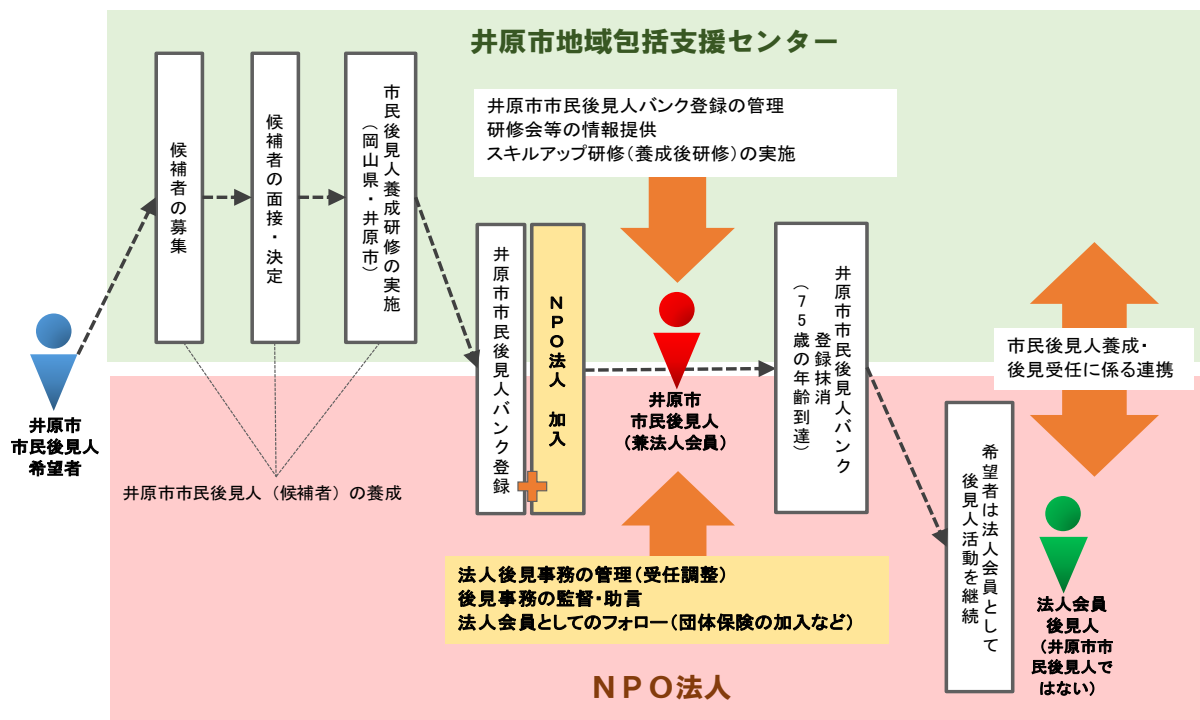
(3) 市民後見人に期待される業務類型（例）

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	・特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ・紛争性を有する事例	・親族間の財産等の訴訟を含む争い、虐待、債務管理などがある事例
福祉専門職	・障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上保護に専門性が必要な事例	・本人が重度の認知症、精神障害者、重複障害者である事例 ・親族、近隣との関係調整が困難な事例 ・保健福祉サービスが未導入の事例 ・本人の意思確認が困難な事例
市民後見人	・財産は高額ではなく、管理しやすいもの ・定期的な見守り、ケアチェックが中心の事例	・軽度の認知症、知的障害者であって、財産は高額ではなく日常の金銭管理が中心で、身上保護に困難性がない事例

（出典）日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会（平成18年度報告書）」

3. 井原市市民後見人養成事業の概要

【井原市における市民後見人養成のイメージ図】



（１）井原市市民後見人（候補者）の新規養成

高齢者、障害者等の福祉活動に理解があり、かつ社会貢献に対する意欲と熱意がある市民を対象に、井原市市民後見人（候補者）の募集を行います。さらに応募された人の中から、市が選考した人は、岡山県および市が実施する市民後見人養成に関する研修を受講します。

（２）井原市市民後見人バンクへの登録

市では「井原市市民後見人バンク」を設置し、井原市市民後見人の登録および管理を行っています。養成研修を受講した人に対し、バンク登録を行い、登録者は井原市市民後見人として活動します。

なお、バンク登録者は次の場合に登録を抹消するものとします。

【井原市市民後見人バンク登録抹消の要件】

- ・自ら登録の抹消を申し出て、市長が了承した場合
- ・該当年度の４月１日における年齢が７５歳に達した場合
- ・市民後見人として不適切な行為を行ったと認められる場合や生活状況や心身の状態等により適切な後見業務が見込めないと判断される場合

（３）NPO法人への加入

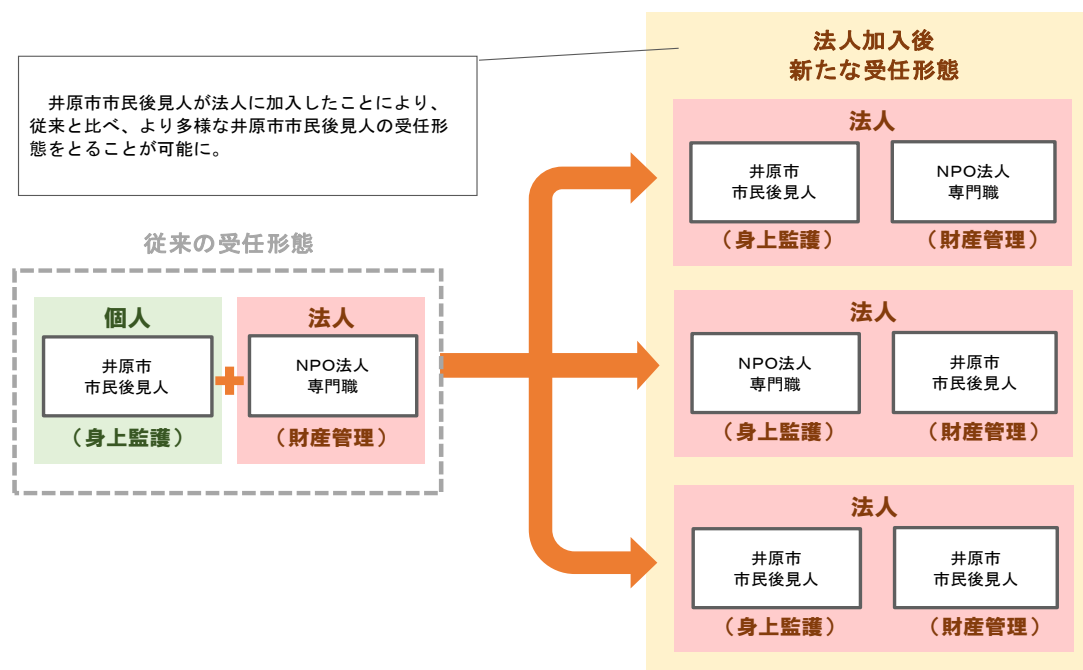
井原市市民後見人は、市と連携しているNPO法人へ加入し、法人後見案件において専門職と連携しながら活動します。後見業務は、実務を通じて専門職の指導・監督を受けながら行い、法人加入の年会費は市が負担します。

原則として法人の専門職と共同で対応しますが、希望がありかつ、適性・力量を考慮した場合は、単独での後見活動も認めることがあります。

【法人後見のメリット】

- ・ 専門職後見人から後見業務に関して、直接指導・監督を受けることができる。
- ・ 後見業務（財産管理と身上保護）について専門職と役割分担することで、被後見人に対して効果的な後見業務を遂行することができる。
- ・ 対応が困難な局面に遭遇した場合、専門的な対応が可能となる。
- ・ 後見業務の継続が困難となった場合、スムーズに交代手続きが可能となる。

【井原市市民後見人の後見受任形態のイメージ図】



（４）井原市市民後見人の受任が適当である事案の選考

井原市市民後見人の受任が適当な事案の選考は、NPO法人内で行います。選考の際には、井原市権利擁護アドバイザー会議の協議結果を参考にします。

①受任が適当である事案

基本的には、想定される身上保護および財産管理に困難性がないことが前提となります。井原市市民後見人の受任が適当であると判断される事案は、例として次のような場合が想定されます。

【井原市市民後見人の受任が適当である事案（一例）】

- ・ 財産面において紛争状態がなく、財産が高額でないこと
- ・ 主たる後見活動が身上保護中心であること
- ・ 親族間での争いや虐待等がなく、親族間の調整が困難でないこと
- ・ 保健福祉サービスが導入されていること
- ・ 高度な専門性が必要な重度の認知症・精神疾患患者・重複障害者等でないこと

②井原市権利擁護アドバイザー会議

- ・市が契約している権利擁護アドバイザー（弁護士・精神保健福祉士）とともに、相談案件について事例検討を行います。
- ・成年後見制度の利用が必要な案件については、権利擁護アドバイザーより身上保護・財産管理それぞれの観点から助言を受けながら、適切な後見人等や、必要な支援等について協議します。併せて、案件に対する井原市市民後見人の受任の適正についても検討します。

（５）後見活動等の継続的支援体制

井原市市民後見人が後見活動に関する資質の向上や、適切な後見活動を行うことができるよう、次のような支援を継続的にを行います。

①後見業務に関する相談支援体制

・井原市市民後見人ネットワーク（連絡会）の支援（月１回）

市民後見人が定期的に集まり、権利擁護アドバイザーから助言や指導を受けたり、市民後見人同士で活動の不安や悩み等を話し合ったりできる、市民後見人の実質的な活動支援の場となっています。

・法人専門職や地域包括支援センター職員による相談対応（随時）

②後見活動の資質向上のための研修等の開催

・市民後見人スキルアップ研修の開催（年１回）

井原市市民後見人の資質向上のため、毎年１回、養成後（スキルアップ）研修会を開催しています。

・関係機関・団体等が開催している勉強会の情報提供

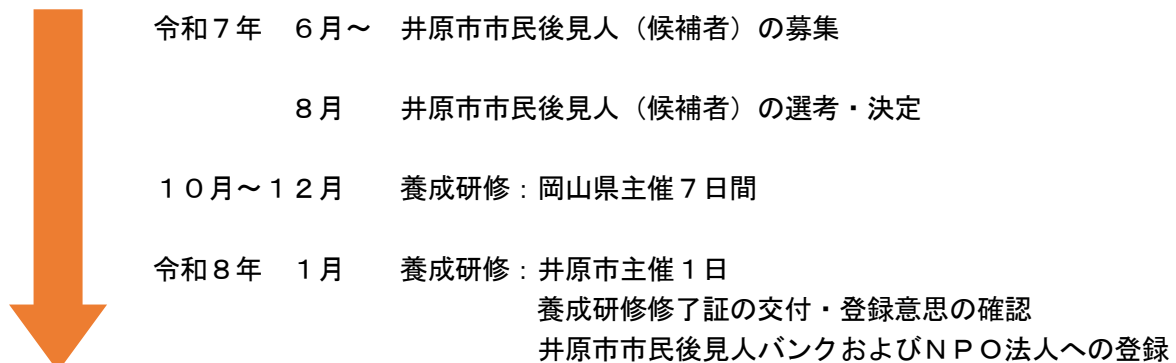
（６）井原市市民後見人の後見活動に対する報酬について

自治体によってはボランティアとして市民後見人の報酬受領を制限しているところもありますが、井原市市民後見人の報酬受領については、特に制限を設けていません。

基本的には市と連携しているＮＰＯ法人へ加入して活動するため、法人の定める規則に則り報酬を受領します。

4. 令和７年度 井原市市民後見人の養成について

【令和７年度養成事業の流れ】



(1) 井原市市民後見人（候補者）の募集・選考

①対象者

受講できるのは、次の全てに該当する者としてします。

- ・養成研修の受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が18歳以上70歳以下であること。
- ・市内に住所を有し、現に在住していること又は県内に住所を有し、市内に勤務していること。
- ・社会貢献に対する意欲と熱意があること。
- ・成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する福祉に熱意と理解があること。
- ・市民後見人として活動できる健康状態にあること。
- ・原則として養成研修の全ての課程を受講できる見込みがあること。
- ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当しないこと。

(後見人の欠格事由)

民法第847条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- (3) 破産者
- (4) 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- (5) 行方の知れない者

②募集

ア. 申込資格

事業の趣旨を理解した上で、市民後見人として活動する意思があり、上記の「①対象者」の要件全てに該当する人としてします。

イ. 申込方法

次の書類を提出します。**令和7年8月7日(木) 17時必着**

- ・井原市市民後見人養成研修受講申込書
- ・経歴書(指定したもの)

ウ. 募集(周知)方法

- ・市ホームページ、市広報紙、SNS (Facebook・LINE・X)
- ・チラシ配布(本庁・各支所・介護保険サービス事業者・障害福祉サービス事業者等)

③選考

申込みのあった人に対して、書類審査及び面接審査を実施し、その結果により井原市市民後見人の候補者を決定します。

面接日時：**令和7年8月19日(火) 14:00** (変更となる場合があります)

会 場：井原市役所内

(2) 養成講座の実施

毎年10月～12月頃に、岡山県が実施する研修「岡山県市民後見人養成講座(全7日間を予定)」を受講します。受講料及び参加に係る旅費は、市が負担します。あわせて市が主催する「市町村の福祉制度(高齢者施策、障害者施策等)について」に関する講座の受講も必要です。

(3) 養成研修修了者の認定（修了証書の交付）

指定された養成研修の全課程を修了した人に、修了証を交付します。

修了証交付後、「井原市市民後見人バンク」への登録希望について文書にて意思確認を行い、希望者にはバンク登録証を交付し、正式に井原市市民後見人候補者として登録します。